

止めよう! 変形労働制 50

文科省・学校の働き方改革のための取組状況調査結果より① 客観的な方法での勤務実態把握は進まず、 制度導入の前提がないことが浮き彫りに

●勤務実態の把握はまだまだ進んでいない実態が明らかに

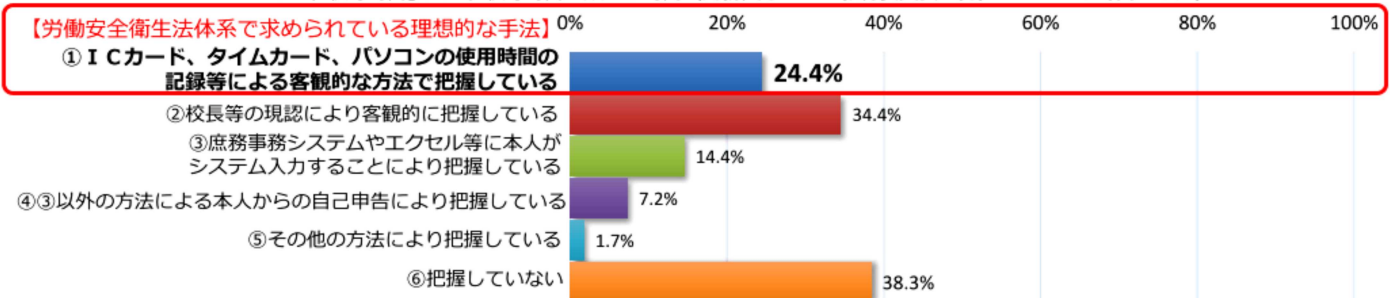
文科省は、12月25日に、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」を発表しました。調査の結果、勤務実態の把握はまだまだ進んでいない実態が明らかになりました。

「ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握してい

2 在校等時間等の把握方法

域内の学校における「在校等時間」等の把握方法（複数回答）

※「在校等時間」等：公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日：文部科学省）（以下「上限ガイドライン」）に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握されている時間を想定）



	北海道 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している	24.4% (44)	北広島市、函館市、せたな町、奥尻町、厚沢部町、今金町、小樽市、寿都町、留寿都村、喜茂別町、赤井川村、長沼町、栗山町、秩父別町、滝川市、旭川市、土別市、富良野市、鷹栖町、比布町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、和寒町、音威子府村、幌加内町、豊富町、利尻町、利尻富士町、幌延町、斜里町、社管町、日高町、新冠町、新ひたか町、芽室町、土幌町、士幌町、帯広市、釧路市、小平町、吉岡町	48.2%
② 校長等の現認により客観的に把握している	34.4% (62)	恵庭市、当別町、函館市、松前町、森町、厚沢部町、黒松内町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、赤井川村、長沼町、月形町、浦臼町、妹背牛町、北竜町、沼田町、岩見沢市、夕張市、美瑛市、三笠市、歌志内市、名寄市、富良野市、占冠村、下川町、中頓別町、枝幸町、豊富町、利尻町、利尻富士町、津別町、斜里町、訓子府町、釧路市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、雄武町、紋別市、杜陵町、安平町、厚真町、むかわ町、室蘭市、苫小牧市、様似町、芽室町、土幌町、大樹町、池田町、中札内村、陸別町、釧路市、弟子屈町、鶴居村、標津町、羅臼町、初山別村、釧路町	18.7%
③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している	14.4% (26)	札幌市、恵庭市、石狩市、当別町、新篠津村、鹿部町、厚沢部町、島牧村、共和町、積丹町、由仁町、新十津川町、旭川市、名寄市、中富良野町、猿払村、中頓別町、大空町、紋別市、登別市、浦幌町、広尾町、釧路市、浜中町、弟子屈町	35.3%
④ ③以外の方法による本人からの自己申告により把握している	7.2% (13)	松前町、森町、岩内町、神恵内村、赤井川村、上砂川町、三笠市、枝幸町、豊富町、遠軽町、大樹町、池田町、弟子屈町	10.9%
⑤ その他の方法により把握している	1.7% (3)	倶知安町、戸別市、美深町	2.5%
⑥ 把握していない	38.3% (69)	北海道、江別市、千歳市、北斗市、福島町、知内町、木古内町、七飯町、八雲町、長万部町、乙部町、江差町、上ノ国町、蘭越町、二七町、真狩村、泊村、古平町、仁木町、南幌町、奈井江町、雨竜町、赤平市、砂川市、深川市、東神楽町、愛別町、剣淵町、中川町、稚内市、浜頓別町、礼文町、美幌町、清里町、小清水町、滝上町、興部町、西興部村、北見市、網走市、豊浦町、洞爺湖町、白老町、伊達市、平取町、浦河町、えりも町、音更町、更別村、鹿追町、新得町、清水町、足寄町、豊頃町、本別町、幕別町、厚岸町、標茶町、白糠町、根室市、別海町、中標津町、当麻町、留萌市、増毛町、羽幌町、遠別町、天塩町	13%

る」と回答した自治体の割合は、北海道では24.4%にとどまり、全国平均の48.2%を大きく下回っています。また、「把握していない」との回答は38.3%（全国平均は13%）にものほり、奈良県の38.5%に続いて全国でも2番目の高さです。

結果概要（調査項目1 教職員の勤務実態の把握）
勤務実態の把握状況（都道府県別）①

「在校等時間」等の把握について、各都道府県のICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で把握をしている市区町村の割合（政令市除く）は、以下のとおり。10割近いところから1割を切っているところまでと、地域差が出ている状況。

【緑字：割合7割以上】

市区町村数	実施市区町村数	割合	市区町村数	実施市区町村数	割合	市区町村数	実施市区町村数	割合
1北海道	178	44 (24.7%)	17石川県	19	11 (57.9%)	33岡山県	26	16 (61.5%)
2青森県	40	14 (35.0%)	18福井県	17	6 (35.3%)	34広島県	22	9 (40.9%)
3岩手県	33	13 (39.4%)	19山梨県	28	4 (14.3%)	35山口県	19	18 (94.7%)
4宮城県	34	10 (29.4%)	20長野県	78	43 (55.1%)	36徳島県	24	6 (25.0%)
5秋田県	25	8 (32.0%)	21岐阜県	41	27 (65.9%)	37香川県	17	15 (88.2%)
6山形県	35	7 (20.0%)	22静岡県	33	20 (60.6%)	38愛媛県	20	13 (65.0%)
7福島県	59	23 (39.0%)	23愛知県	53	14 (26.4%)	39高知県	34	18 (52.9%)
8茨城県	44	41 (93.2%)	24三重県	29	2 (6.9%)	40福岡県	58	26 (44.8%)
9栃木県	25	7 (28.0%)	25滋賀県	19	6 (31.6%)	41佐賀県	20	11 (55.0%)
10群馬県	35	34 (97.1%)	26京都府	23	20 (87.0%)	42長崎県	21	11 (52.4%)
11埼玉県	62	53 (85.5%)	27大阪府	41	27 (65.9%)	43熊本県	44	35 (79.5%)
12千葉県	53	40 (75.5%)	28兵庫県	41	19 (46.3%)	44大分県	18	10 (55.6%)
13東京都	62	27 (43.5%)	29奈良県	39	11 (28.2%)	45宮崎県	26	6 (23.1%)
14神奈川県	30	10 (33.3%)	30和歌山県	30	9 (30.0%)	46鹿児島県	43	17 (39.5%)
15新潟県	29	14 (48.3%)	31鳥取県	19	1 (5.3%)	47沖縄県	41	23 (56.1%)
16富山県	15	6 (40.0%)	32島根県	19	11 (57.9%)	合計	1721	816 (47.4%)

結果概要（調査項目1 教職員の勤務実態の把握）
勤務実態の把握状況（都道府県別）②

「在校等時間」等を「把握していない」と回答した市区町村の割合（政令市除く）は以下のとおり。把握していない市区町村（政令市を除く）が存在する都道府県は、25都道府県。

【赤字：把握していない市区町村が存在する都道府県】

市区町村数	実施市区町村数	割合	市区町村数	実施市区町村数	割合	市区町村数	実施市区町村数	割合
1北海道	178	68 (38.2%)	17石川県	19	0 (0.0%)	33岡山県	26	0 (0.0%)
2青森県	40	13 (32.5%)	18福井県	17	0 (0.0%)	34広島県	22	0 (0.0%)
3岩手県	33	3 (9.1%)	19山梨県	28	3 (10.7%)	35山口県	19	0 (0.0%)
4宮城県	34	1 (2.9%)	20長野県	78	7 (9.0%)	36徳島県	24	8 (33.3%)
5秋田県	25	1 (4.0%)	21岐阜県	41	0 (0.0%)	37香川県	17	0 (0.0%)
6山形県	35	6 (17.1%)	22静岡県	33	4 (12.1%)	38愛媛県	20	0 (0.0%)
7福島県	59	7 (11.9%)	23愛知県	53	0 (0.0%)	39高知県	34	9 (26.5%)
8茨城県	44	0 (0.0%)	24三重県	29	0 (0.0%)	40福岡県	58	15 (25.9%)
9栃木県	25	8 (32.0%)	25滋賀県	19	0 (0.0%)	41佐賀県	20	0 (0.0%)
10群馬県	35	0 (0.0%)	26京都府	23	0 (0.0%)	42長崎県	21	0 (0.0%)
11埼玉県	62	0 (0.0%)	27大阪府	41	0 (0.0%)	43熊本県	44	0 (0.0%)
12千葉県	53	1 (1.9%)	28兵庫県	41	1 (2.4%)	44大分県	18	1 (5.6%)
13東京都	62	20 (32.3%)	29奈良県	39	15 (38.5%)	45宮崎県	26	0 (0.0%)
14神奈川県	30	11 (36.7%)	30和歌山県	30	7 (23.3%)	46鹿児島県	43	1 (2.3%)
15新潟県	29	0 (0.0%)	31鳥取県	19	0 (0.0%)	47沖縄県	41	12 (29.3%)
16富山県	15	1 (6.7%)	32島根県	19	5 (26.3%)	合計	1721	228 (13.2%)

●客観的な方法による勤務時間把握は、事業者の「義務」

数年前の文科省調査では、市区町村について、タイムカード等を導入しているのは、平成28年度は全国平均で5.9%、29年度は10.5%だったことをふまえると、割合は増えてきてはいます。

しかし、労働安全衛生法がこの4月に改正施行されて、客観的な方法による把握は、公立学校を含む事業者の義務となっています（労働安全衛生法第66条の8の3）。それ以前にも厚労省は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）などで時間の記録が必要であることを啓発してきました。

勤務時間把握がおろそかになっていることが、教員の異常な長時間労働の一因になっているとの批判が相次ぎ、客観的な勤務時間把握が義務化されたのです。にもかかわらず、未だに4分の1にとどまっているのは、あまりにも対応が遅すぎます。

「校長等が確認している」という項目も、北海道では34.4%と、全国平均の18.7%を大きく上回っています。これでは、校長、教頭は全員が帰るまで帰ることができず、いわゆる「働き方改革」にも逆行するものです。

●勤務時間の正確な把握は、変形労働制導入の大前提

教員への変形労働導入を自治体判断で可能とする「給特法一部改正法案」は、先の臨時国会において成立しました。その制度導入にあたっては、恒常的な時間外労働がないことが大前提とされています。そのため、「勤務時間の客観的な把握」「在校等時間の上限を定めた指針の遵守」が制度導入の前提であることが、国会審議の中でも確認されました。

11月26日の参議院文教科学委員会で、萩生田文科相は「一年単位の変形労働時間制を活用することに当たっては、指針の上限時間を遵守することを規定することとしております」と答弁し、上限時間の遵守を強調しました。その上限時間を遵守させるためにも、勤務時間の正確な把握が必要であると指摘され、萩生田文科相は、勤務時間の正確な把握が制度導入の前提になると認めました。

客観的な勤務時間把握が大きく遅れている北海道では、そもそも、変形労働導入の前提がないのです。にもかかわらず、「導入を前提」とする道教委の姿勢はあまりにも拙速で不誠実であると言わざるを得ません。

